## 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会設置要項

## 1. 名称

本会は、東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会(以下「救援委員会」という。)という。

### 2. 目的

救援委員会は、「東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援事業(文化財レスキュー事業)実施要項」(平成23年3月30日文化庁次長決定)に基づき、文化庁及び被災地各県と協力して、東北地方太平洋沖地震によって被災した動産文化財(美術工芸品等)を中心に緊急に保全するとともに、今後に予想される損壊建物の撤去等に伴う我が国の貴重な文化財等の廃棄・散逸を防止することを目的とする。

#### 3. 組織

- (1) 救援委員会は、文化庁の協力要請を受け、別記の団体等をもって構成する。
- (2) 救援委員会は、必要に応じて、別記以外の団体等に参加又は協力を得ることができる。
- (3) 救援委員会の設置期間は、平成23年4月15日から平成24年3月31日までとする。

#### 4. 活動内容

# (1)情報収集

- ① 文化庁及び被災地各県の教育委員会を通じて、国、関係地方公共団体の文化財台帳や過去の調査記録等から文化財等の所在情報を得る。
- ② 被災地各県の教育委員会を通じて、関係市町村教育委員会、歴史資料館、 美術館等からも情報の提供を得る。

# (2) 救出及び保管

① 地震等による直接の被災や文化財等が置かれている建物の倒壊又は倒壊 の恐れ等により、文化財等を緊急に避難させる必要がある場合には、所有者 からの要請に基づき、所有者の立会い又は委任の下に救出作業を行う。 ② 救出した文化財等の保存は、所有者から安全な保存施設における保管の要請があった場合には、可能な限り関係地方公共団体が希望する保存機能を有する施設へ移送し、一次保管を行う。この場合、所有者に預り証を発行する。

# (3) 緊急の保存及び応急措置

- ① 救出現場において、緊急の保存又は応急措置が必要と認められたときは、 所有者に状況を説明し、その要請があった場合のみ、当該措置を行う。この 場合、当該措置に関する記録を作成する。
- ② 所有者から緊急の保存又は応急措置の要請がない場合には、県・関係市町村教育委員会に調整を委ね、了解が得られるまで作業は行わない。

# (4) 救出した文化財等の情報管理

- ① 救出した文化財等の個々の文化財としての価値等については、判断しない。
- ② 救出した文化財等に関する個々の情報は、公表しない。
- ③ 救出又は保管した文化財等の情報は、文化庁及び県・関係市町村教育委員会へ適宜報告する。
- ④ 緊急の保存又は応急措置を行った文化財等の情報は、所有者、文化庁及 び県・関係市町村教育委員会へ適宜報告する。

#### 5. 救援委員会の実施体制

- (1) 救援委員会の活動は、文化庁及び被災地各県の教育委員会との密接な連携の下に行う。
- (2) 救援委員会の事務局は、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 に置き、救援委員会の中から互選により委員長を定める。委員長は救援委員 会の活動を統括する。
- (3) 救援委員会は、文化庁及び被災地各県の教育委員会と協議の上、当該県内等に救援活動の拠点となる現地本部を置く。なお、現地本部は、救援の必要がある場合は複数置くことができる。
- (4) 救出活動を行うに当たっては、文化財等の取扱いや保存の専門家等を中心として構成する「文化財レスキュー隊」を適宜編成し、現地本部はその統括を行う。
- (5) 救援委員会は、現地本部の下に、「文化財レスキュー隊」に参加するボランティアを募集する。
- (6) ボランティア活動に参加する者は、原則として各自又は所属団体等の責任において活動経費を負担するとともに、各自又は所属団体等の責任におい

てボランティア保険に加入して万が一の事故に備える。

- (7) 救援委員会の活動に要する経費は、公益財団法人文化財保護・芸術研究 助成財団を通じ広く民間団体、企業、個人等に協力を求めた寄附金及び救援 委員会事務局への寄附金等による。
- (8) 救援委員会の経費の会計処理は、別に定めるところにより事務局において適正に処理する。

## 6. その他

本要項に定めるもののほか必要な事項については、委員長がこれを定める。

(別記) 東北地方太平洋沖地震被災文化財等救援委員会構成団体等(順不同)

独立行政法人国立文化財機構 独立行政法人国立美術館 大学共同利用機関法人人間文化研究機構 国立国会図書館 財団法人日本博物館協会 一般社団法人文化財保存修復学会 全国大学博物館学講座協議会 全国美術館会議 全国歷史資料保存利用機関連絡協議会 日本文化財科学会

文化財救援ネットワーク